

街路樹も色づき始め、徐々に秋の深まりを感じるようになりました。例年ならイベントで賑わう時期ですが、今年はそれも難しい状況です。こんな時だから出来る事を見つけてみるのもいいかもしれませんね。



■株式会社防災センター訴訟の経過報告

株式会社防災センターに対する不当勧誘等差止請求訴訟について、期日間での進行協議が続いていましたが、10月27日（火）13時15分から、株式会社防災センターの元従業員と代表取締役それぞれから、差し止めを求めている同社の勧誘の実態や営業の手口などについての事情を聴く尋問手続が予定通り行われました。

通常、裁判手続は17時頃には終了するのですが、18時過ぎまでにわたる稀にみる長時間の尋問手続となりました。

尋問終了後、今後の方針について協議がなされましたが、和解による解決の場合と、判決によって終了する場合をそれぞれ想定した進行となりました。

まず、12月25日（金）13時から和解期日が開催されます。この日の和解が困難となった場合、2021年1月26日（火）11時30分からの口頭弁論期日で弁論終結となり、その後に期日が指定されて判決が言い渡される予定です。

■講演会を開催しました

10月2日（金）、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、（一社）日本アフィリエイト協議会（JAO）代表理事である笠井北斗氏をお招きし、講演会「～悪質なネット広告の見極め方と対応方法～ネット広告やアフィリエイト広告の仕組み」を開催しました。オンライン参加を含め34名が参加しました。

まず始めに、「騙す方が100%悪い。騙される消費者側に“責任”はない。消費者が騙されてしまう“原因”を減らすために活動しよう。」との消費者トラブルに対するご自身の考えの紹介があり、その後、基礎講座と対策講座が行われました。

基礎講座では、ネット広告の種類やアフィリエイト・プログラムの特徴、景表法・特商法上での処分事例等について説明がありました。

ネット広告には、①予約型（バナー掲載枠や特集広告記事などの固定費型）、②運用型（クリックや表示などの回数課金型）、③成果報酬型（アフィリエイト・プログラム）の3つの取引手法が存在し、2019年の日本のインターネット広告費は2.1兆円、その8割を運用型が占めているとのことでした。

誰もが無料で始められるビジネスとして注目のアフィリエイトですが、副業レベルと言われる月収3万円以上の収入がある人はわずか6.6%にすぎず、1,000円未満の人が70.2%だそうです。楽をして簡単に稼げるものではなく、時間や労力をかけ、自己投資をし、継続して取り組むことで、高い成果を得られるビジネスモデルです。「必ず儲かる」、「初期費用がかかる」といった勧誘には注意が必要です。

続いての対策講座では、ネット広告と定期購入トラブルの現状について説明がありました。

アフィリエイト絡みの悪質広告は90%以上削減しましたが、化粧品や健康食品の定期購入トラブルは増加しており、その要因は、「運用型広告」とのことです。



講師 笠井北斗 氏

悪徳通販会社を作るスマホサイトは、消費者の誤認が生じ易く（回数縛りが分かりにくい定期購入や解約手数料等）、スマホから広告を見た時にだけ悪質な広告が開く仕組みになっています。また、期間限定広告にも注意が必要で、SNS 上では、STORY 広告（24 時間で消える動画形式の広告＝証拠に残らない）が今後増えていくだろうとおっしゃっていました。

その他、消費者トラブルの原因となっている化粧品や健康食品等の悪徳通販会社は多数あるように見えるが、実は1つのグループであることが多く、問題が生じると社名・商品名を変えたり、代表者を変えたりして次々と広告を打ち出しているなど、具体例を挙げ、わかりやすく丁寧に教えていただきました。



参加者からは、「ネット広告について基本的な事を知ることができた。」「相談現場ですぐに役立つ有意義な内容だった。」などの感想をいただきました。

今後、プラットフォーマーの責任についても議論が進んでいくと思いますが、私たち消費者も騙される原因を作らないよう、より正しく選択できる知識を身に付けることが必要だと改めて感じました。

■2020 年度第 3 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2020 年 9 月 7 日(月)18 時 30 分 から、仙台弁護士会館において、2020 年度第 3 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 19 名の参加がありました。

今回は、「広告主の責任～インターネット広告を中心に～」をテーマに、岩手県立大学の窪幸治教授が講義を行いました。

掲載された広告において、内容が不当なものであったり、悪質であった場合、広告主が責任を負うのは当たり前のようにも思えます。しかし、仮に広告する人が、広告主の意図と離れた広告・宣伝を行った場合でも責任を負うのかなど、特にインターネット取引の特性を踏まえた広告をめぐる関係者の法的責任の検討結果について改めて理解を深めるため、この講義が開催されました。

最近の広告をめぐる状況や、広告に関する民事法における位置づけ、広告をめぐる裁判例について一通り説明があった後、広告主が法的に責任の主体となる理論についての解説がありました。例えば、消費者契約法第 4 条、第 5 条による媒介者としての責任、履行補助者としての責任、使用者責任などの責任が考えられるのではないかとのことでした。

次に、適切な広告として求められる内容についての解説がありました。消費者契約における広告は、消費者法が「消費者と事業者の情報の格差」から規定されたという経緯から、「消費者契約の内容についての必要な情報」の提供が求められており、その趣旨が消費者契約法第 3 条や裁判例などに反映されている、といった解説がありました。

最後に、インターネット上の広告主の責任の特徴について触れられました。例えば、インターネット広告では、通信販売が中心となることから、オフィシャルサイト以外で商品を購入することが容認されることも当然ありえます。そのため、この場合、販売者による不適切な広告・情報による契約が結ばれるおそれが多いなどといった指摘もありました。この場合には、当然、適格消費者団体が適切に差止請求権を行使すべきであろうといった話などがありました。

意見交換では、特に最近被害が多く報告されている定期購入などの広告についての議論や、アフィリエイトに関連した責任はどうか、といった議論が交わされました。

次回は、11 月 12 日(木)18 時 30 分から、「アカウントや ID に関する相続禁止条項の有効性」をテーマに、山形大学の小笠原奈菜教授が講義を行います。引き続き、Zoom での参加も受け付けております。会員や弁護士、消費生活相談員の皆さままでご興味のある方は、是非ご参加ください。



講師 窪幸治教授

■ 行政と意見交換を行いました

* 仙台市との意見交換会

9月3日（木）、仙台市消費生活センターと意見交換を行いました。ネットとうほくの活動報告を行うとともに、最近急増している定期購入トラブル、相談現場の状況、情報提供の重要性について意見を交わしました。今後も定期的に話し合いの場を設けることを確認しました。

【参加者】

仙台市消費生活センター	内海明所長、寺田光代係長、渡邊康宏主事、主任相談員 3名
ネットとうほく	鈴木裕美理事、小野寺友宏理事、高橋大輔理事、高橋玲子理事、男澤拓検討委員

* 山形県消費生活・地域安全課

9月3日（木）、山形県消費生活・地域安全課と意見交換を行いました。ネットとうほくの活動報告、東北地方の自治体との覚書締結状況の報告を行い、消費者被害防止に向けた今後の連携について意見を交わしました。

【参加者】

山形県消費生活・地域安全課	渥美祐二課長、土屋昭子課長補佐、鈴木寛子主査
ネットとうほく	小笠原奈菜理事、向田敏検討委員、（個人正会員）長岡克典弁護士、山形県生協連（団体正会員）安部芳晴専務理事

■ 次期基本計画に対するパブコメ募集が始まりました

これまでもお知らせしてきましたが、宮城県が策定する「消費者施策基本計画・消費者教育推進計画」及び仙台市が策定する「消費生活基本計画・消費者教育推進計画」の次期計画（2021年から5年間）中間案に対するパブリックコメントの募集が始まりました。消費者、消費者行政をとりまく状況は、高齢化の進行・デジタル化の進展・コロナウィルスの流行などによって大きく変化しています。私たちが安心して暮らせる社会になるよう、みんなで意見を出しましょう。詳細は県・市のHPにてご覧いただけます。また、ネットとうほくが出した意見は、追ってHPで紹介します。

* 宮城県（10月19日～11月18日）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/keikakupc.html>

* 仙台市（10月22日～11月20日）

<http://www.city.sendai.jp/sekatsu/kurashi/tetsuzuki/shohi/ikenboshuu.html>

■ 令和2年度秋の適格消費者団体連絡協議会にWEB参加しました

「適格消費者団体連絡協議会」は、全国の適格消費者団体及び適格団体を目指す団体と消費者庁ら関係者が集まり情報や意見交換を行う企画として、年に2回（毎年春と秋）開催されています。今年春（3月14日～15日）開催予定の協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となりましたが、秋の協議会は、9月5日（土）13時からZoomを利用したウェブ会議の形式で開催されました。ネットとうほくからは、鈴木裕美理事と小野寺友宏理事・事務局長（小野寺友宏法律事務所で参加）、野崎和夫理事と新野貴久子職員、金野倫子職員（ネットとうほく事務所で参加）の5名が参加しました。

当日は、消費者庁の報告に続いて、各団体からの取組み報告があり、ネットとうほくからも防災センターを被告とする差止請求書訴訟の経過を報告しました。各地から差止請求訴訟を中心に十数件の取組み報告があり有意義な機会でした。協議会終了後17時40分からは、役員・事務局交流会が行われ、各団体運営の課題が話し合われました。



今回は、2021年3月13日（土）、今回同様ウェブ会議の形式で開催されます。また、当初予定されていた仙台での開催は、延期となりました。

この協議会は、各地の団体等と交流できる貴重な機会ですので、今後も協議会で得られる情報等をネットとうほくの取組みに活用していきたいと思えます。

■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員で仙台市消費生活センター相談員の伊勢宏子さんです。

新型コロナウイルス感染症発生後の消費生活相談

新型コロナ発生当初は、マスクや消毒液の品不足が起り、高額な転売も問題になりました。その中で「注文した覚えのないマスクが送られてきた」との相談が多く入りました。外国から送られたものもあり、センターではネガティブオプションとしての助言を行いました。請求書が送付された事例はなく、目的も不明で不可解でした。身内が注文したものだったとの報告も多数ありました。



緊急事態宣言後は、結婚式、スポーツジム、航空券などのキャンセルに伴うトラブルの相談も増えました。たとえば結婚式では「解約を申し出たら、キャンセル料が発生すると説明され延期を提案された。しかし延期しても式ができるかどうかわからない。このような状況で約款通りキャンセル料を請求できるのか。」等の内容です。

また各事業者が電話対応を縮小しメール対応にシフトしたことも、「電話がつながりにくい」「対応が遅い」などのトラブルにつながりました。ステイホームの中で不安が募り、強い言葉でその気持ちを表す方も多くみられました。

現在(10月中旬)は相談も落ち着きを取り戻しつつありますが、新しい生活様式実践の中、高齢者がネット通販を利用することが多くなっており、「お試し定期購入」の相談も年齢層が高くなっています。高齢者のネットリテラシー向上は、今後の大きな課題と考えます。また、コロナ禍で収入が激減した方やバイト先がなくなった学生等が、詐欺的な情報商材や悪質な投資セミナー等を契約してしまうケースが増えています。今後、現在のような経済状況が長引けば、債務整理の増加も懸念されるどころです。

当センターでも、来所での相談は原則予約制としており、相談者にはマスク着用、検温、手指消毒をお願いしています。相談員もマスク着用、換気の徹底、相談者との距離の確保、備品の消毒などの感染予防対策に努めています。新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の変化は大きく、今後、相談の対応等も変わっていくものとは思いますが、消費生活相談の必要性や重要性に変化はありません。今後も丁寧に一つひとつの相談に向き合っていきたいと考えております。

☆「2021年版くらしの豆知識をお届けします☆



国民生活センターより「2021年版くらしの豆知識」が発行されました。ネットとうほくでは、毎年、オリジナルデザインの「くらしの豆知識」を作成し、日頃から当団体を支えて頂いている会員の皆さまにお届けしています。あなたの身近な知識の源としてお役立て下さい。

*発送は、11月下旬を予定しています。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp